

## 2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (26年4月1日現在)

### ① 一般行政職

区分	平均年齢(歳)	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均給与月額(円) (国ベースで算定)
東川町	42.1	319,000	365,507	363,839
北海道	44.7	348,491	393,261	390,820
国	43.5	335,000	—	408,472

### ② 技能労務職

区分	公務員				民間			参考
	平均年齢(歳)	平均給料月額(円)	平均給与(円)月額(A)	平均給与月額(円) (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与(円)月額(B)	
東川町	57.9	380,400	407,141	400,400	営業用バス運転手	45.7	304,300	1.34
北海道	50.5	353,684	379,370	372,842	—	—	—	—
国	50.1	287,992	—	326,611	—	—	—	—

- 注1. 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における職員の基本給の平均である。  
 2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。  
 3. 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。  
 4. 技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区分	東川町(円)	北海道(円)	国(円)	備考
一般行政職	大学卒	174,200	174,200	174,200
	高校卒	142,100	142,100	142,100

税務職、技能労務職、教育公務員、保健職含む

(3) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況 (26年4月1日現在)

区分	経験年数10年(円)	経験年数20年(円)	経験年数25年(円)	経験年数30年(円)	
一般行政職	大学卒	283,500	384,900	393,100	411,300
	高校卒	—	329,600	347,000	402,100

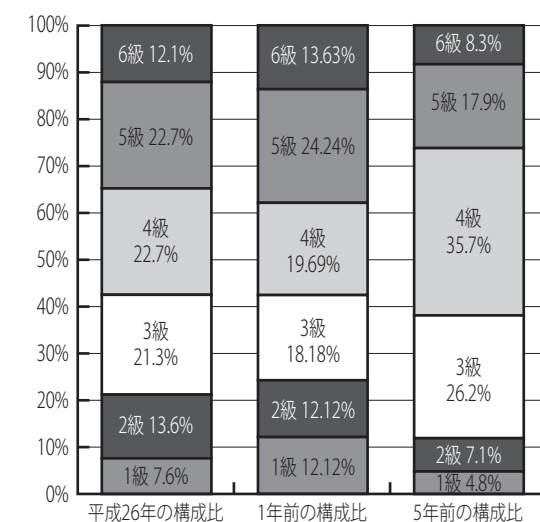
## 3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 級別職員数の状況 (26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1級	定型的な業務を行う職務	5	7.60
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	9	13.60
3級	1. 主任の職務 2. 主査の職務	14	21.30
4級	1. 室長等の職務 2. 困難な業務を処理する主任の職務	15	22.70
5級	1. 課長等の職務 2. 困難な業務を処理する室長等の職務	15	22.70
6級	困難な業務を処理する課長等の職務	8	12.10
	合計	66	

- 注1. 東川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3. 一般行政職のみの記載となっているため、他表の職員数と異なる場合がある。

○職員構成比



## ■25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に成立、公布されました。(以下「財政健全化法」という) この法律は、町の財政の運営状況を比率で表し、基準以上となった場合には、運営状況を見直すための計画を作成し、財政の健全化に努めなければなりません。

財政健全化法に基づく東川町の健全化判断比率及び資金不足比率は以下のとおりです。

### 健全化判断比率の状況

区分	決算数値( )内はH24		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	(—)	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	(—)	20.0	40.0
実質公債費比率	10.3	(9.9)	25.0	35.0
将来負担比率	46.1	(35.8)	350.0	—

- ※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、すべての会計において赤字額がないため、「—」で記載しています。  
 ※実質公債費比率は、地方債の元利償還金などの公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で割ったもので3カ年の平均値を表しています。早期健全化基準以内となっています。  
 ※将来負担比率は、将来的に負担することが見込まれる実質的な負担額を把握し、負担の償還に充てることができる基金などを差し引いた額を、標準財政規模を基本とした額で割ったもの。早期健全化基準以内となっています。

### 資金不足比率の状況 (公営企業会計)

区分	決算数値( )内はH24		経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	(—)	20.0
下水道事業特別会計	—	(—)	20.0
宅地造成事業特別会計	—	(—)	20.0

- ※資金不足比率は、特別会計において赤字額がないため、「—」で記載しています。  
 ※一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における赤字額について、公営企業の事業規模に対する比率となります。

# 東川町職員の給与、職員数のあらまし

町職員の給与、職員数のあらましをお知らせします。

## 1. 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

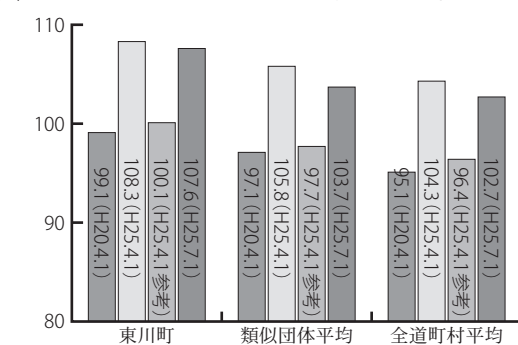
区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	7,857人	9,671,938千円	486,077千円	815,099千円	8.43%	10.35%

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	88人	333,823千円	62,818千円	123,190千円	519,831千円	5,907千円

- 注1. 職員手当には退職手当を含まない  
 2. 職員数は平成25年4月1日現在の人数である(普通会計のみの記載となっているため他表の職員数と異なる場合がある)

(3) ラスパイレス指数の状況 (平成25年4月1日現在)



- 注1. ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数給与水準を示す指数。  
 2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3. 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定、臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。